自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載できない広告の基準一覧

この基準一覧は、岩手県広告取扱要綱及び岩手県広告取扱基準並びに自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準に定めのある掲載できない広告の基準を一覧にしたものです。

１　広告を掲載できない業種・事業者

【岩手県広告取扱基準第５（広告掲載を許可する事業者に係る基準)、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準第２条（広告掲載の基準)】

次に掲げるいずれかに該当する業種又は事業者の方は、掲載できません。

（１）各種法令に違反している者

（２）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に該当する者

（４）違法又は不適当な行為により営業停止、営業許可の取消、違法建築物の除去命令などの不利益処分を受けている者

（５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は構成手続中の者

（６）広告掲載の申込み日において、県税について滞納がある者

（７）地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号第 22 条の 28 第 1 項の規定による通告処分を受けた者で、広告掲載の申込み日において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から３年を経過していない者

（８）県税に係る重加算金を徴収された者で、広告掲載の申込み日において、当該重加算金を納付した日から２年を経過していない者

（９）県税に係る滞納処分を受けた者で、広告掲載の申込み日において、当該滞納処分を受けた日から２年を経過していない者

(10) その他県有財産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められる者

２　掲載できない広告の内容

【岩手県広告取扱要綱第２条（広告掲載の範囲)、岩手県広告取扱基準第４（掲載基準)、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準第２条（広告掲載の基準)】

次に掲げるいずれかに該当するものは、掲載できません。

（１）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいいます。
ア　法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
イ　法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
ウ　その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
（２）公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
例えば、次のようなものをいいます。
ア　暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
イ　醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
ウ　性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
エ　青少年に悪影響を及ぼす恐れのあるもの
オ　風紀を乱したり、犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
カ　その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
（３）基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
例えば、次のようなものをいいます。
ア　名誉毀損、誹謗・中傷、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの
イ　人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含むもの
ウ　第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
（４）政治性のあるもの
例えば、次のようなものをいいます。
ア　公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
イ　政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
（５）宗教性のあるもの
例えば、次のようなものをいいます。
宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）
（６）特定の主義又は主張に当たるもの。
例えば、次のようなものをいいます。
ア　個人又は団体の意見広告
イ　国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
（７）内容又は責任の所在が不明確なもの
例えば、次のようなものをいいます。
ア　代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なも

の

イ　通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの

ウ　通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの

エ　外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

（８）虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

例えば、次のようなものをいいます。

ア　統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのような表現のもの

イ　射幸心をあおる表示又は表現

ウ　誇大な表現を含むもの

エ　社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

オ　投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

カ　他人名義の広告

キ　その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

（９）良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

例えば、次のようなものをいいます。

ア　色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明確等公衆に不快感を起こさせるもの

イ　自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの

(10) 比較広告

例えば、次のようなものをいいます。

自己の供給する商品等について、競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの（二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）

(11) 人事募集広告又は解雇広告に関するもの

(12) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

例えば、次のようなものをいいます。

ア　法に基づかない医療類似行為にかかわるもの

イ　医療用器具であるかのような、あるいは効果を保証しているかのような表現のもの

(13) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条第１項に規定する貸金業に関するもの

(14) たばこ製品及び酒類に関するもの

(15) その他県有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

例えば、次のようなものをいいます。

ア　県が広告主を支持、又はその商品若しくはサービス等を推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの（県が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）

イ　品位を損なう表現のもの

ウ　詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの

エ　私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

オ　投機、射幸心を著しくあおる表現のもの

カ　債権取立て、示談引受けなどに関するもの

キ　不当景品類及び不当表示防止法第 12 条に基づいて設定される公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの

ク　懸賞広告及びクーポン付き広告

ケ　非科学的又は迷信に類するもので、国民を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

コ　占い、運勢判断などに関するもの

サ　通貨及び郵便切手の複写の使用

シ　謝罪、釈明などのもの

ス　個人の名刺広告

セ　尋ね人、養子縁組などのもの

ソ　調査会社、探偵事務所などに関するもの

タ　鉄砲刀類その他の危険物に関する犯罪を誘発させるおそれのあるもの

チ　連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの

ツ　前払式割賦販売など（許可業者を除く）に関するもの

テ　暴力団又は暴力団員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

ト　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業及びこれに類する営業に関するもの

３　広告へ掲載する連絡先等の基準

【自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準第２条】

広告へ掲載する問い合わせ先等については、次に掲げる基準に従って表示してください。

（１）広告に表示する問い合わせ先

ア　原則として、電話番号は、市外局番を含む固定電話番号を表示するものとします。ただし、県が個別事情を勘案したうえで、これにより難いと認める場合はこの限りでありません。

イ　通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料等を明示するものとします。

ウ　携帯電話番号を表示する場合は、プリペイド方式の契約のものであってはならないものとします。

（２）ウェブサイトのＵＲＬを表示する場合

表示されたサイトから、この基準の１及び２に掲げるもののいずれかに該当する運営者又は内容のサイト（以下、「広告掲載の要件に該当するサイト」といいます。）へリンクが貼られてはならないものとします。

（３）電子メールアドレスを表示する場合

インターネット接続サービス機能がある携帯電話のメールアドレス、無償で提供されるいわゆるフリーメールのアドレスその他メールアドレスの取得に際し本人確認が十分に行われていないと認められるものは、表示を認めないものとします。

（４）インターネットサービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にする二次元バーコードを表示する場合

確実に機能することを保証していただきます。この場合において、その接続先及びその接続先からのリンク先は、広告掲載の要件に該当するサイトであってはならないものとします。